

階段等における開口部等の制限について

階段等の種別ごとに設置が可能な開口部等の制限については、次の表のとおりとする。

H28.3

開口部等の種類 階段等の種別	居室, 住戸, 廊下, ホール等の出入口の扉	倉庫, 便所, 湯沸室等の出入口の扉	パイプシャフト(PS)等の扉	屋内消火栓等の消火設備の設置	給湯器の設置	換気窓, 換気口	排煙窓, 排煙口
直通階段(令第120条)	○	○	○	○	×	△ *1	△ *1
同上階段の正面2mの範囲(*2) (堅穴区画となる直通階段の場合も同様)	○	○	○	○	△ *3	○	○
堅穴区画となる直通階段 (令第112条9項, 令第120条)	△ *4	△ *4	△ *4	○	×	△ *1, 4	×
同上階段室の外壁の開口部又は開放部から90cm以内の部分	△ *5	△ *5	△ *5	○	○	△ *5	△ *5
同上階段で階段室型共同住宅の場合	△ *4	△ *4	△ *4又は *7	○	×	△ *1, 4	×
避難上有効なバルコニー, 屋外通路等(令第121条)	△ *5	△ *5	△ *5	○	×	△ *1, 5	△ *1, 5
同上バルコニー等から2m以内の部分	△ *5	△ *5	△ *5	○	○	△ *5	△ *5
屋内避難階段(令第123条第1項)	△ *4	×	△ *6	○	×	×	×
同上階段室の外壁の開口部から90cm以内の部分	×	×	△ *6	○	×	×	×
同上階段で階段室型共同住宅の場合(屋外避難階段の場合も同様)	△ *4	×	△ *4又は *7	○	×	×	×
屋外避難階段(令第123条第2項)	△ *4	×	△ *6	○	×	×	×
同上階段から2m以内の部分	×	×	△ *6	○	△ *3	×	×
特別避難階段(令第123条第3項)	×	×	×	×	×	×	×
同上付室又はバルコニー	△ *8	×	×	×	×	×	×
同上付室又はバルコニーの開口部から90cm以内の部分	×	×	×	×	×	×	×
非常用エレベーターの乗降ロビー(令第129条の13の3)	△ *8	×	×	○	×	×	×

【凡例】 ○：可， △：一部可， ×：不可

- *1 不可ではないが、避難上支障となる恐れがあり、望ましくないので避けること。
- *2 「ガス機器の設置基準及び実務指針」(第8版平成26年版)P314～による。
- *3 扉内設置形又はパイプシャフト内設置(FF式)の給湯器に限る。(同上参照)
- *4 令第112条第14項第2号に規定する構造の(特定)防火設備に限る。
- *5 法第2条第9号の2に規定する防火設備に限る。
- *6 ガス管及び配電管を除く給配水管等のみが設置されているPS等が、階段以外の部分と各階において耐火構造の床・壁で区画されており、常時施錠状態にある鋼製の戸に限る。
- *7 「避難階段に設ける設備用の開口部の取扱い」による。
- *8 令第112条第14項第2号に規定する構造の特定防火設備に限る。